

山梨県公報

号外第四十一号

令和四年

九月三十日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四十六号)

(人事課)

- 1 一般職の国家公務員の育児休業制度の改定に鑑み、職員の育児休業について次の改正を行うこととした。
 - (一) 非常勤職員が子の出生後八週以内に取得する育児休業について、取得することができる要件の緩和を行う。
 - (二) 非常勤職員が子の一歳以降に育児休業を取得する際の当該育児休業の開始日について、既に当該非常勤職員の配偶者が育児休業を取得している場合には、当該配偶者の育児休業の終了日以前の日を育児休業の開始日とすることができることとする。
 - (三) その他所要の改正を行う。
- 2 この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。

条 例

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十六号

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、「設立した地方独立行政法人法」の下に「(平成十五年法律第百十八号)」を加え、「第三条第五号及び第二十三条」を「第六条及び第二十五条」に、「及び第十八条から第二十条まで」を「、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条」に改める。

第二条第四号中「次のいずれか」を「非常勤職員であつて、次のいずれか」に、「非常勤職員以外」を「もの以外」に改め、同号イ(1)中「同条」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「、二歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日(以下(1)及び第二条の三において「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。)(において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第四号ハを削る。

第二条の三第二号中「別表十の項又は」を「別表十一の項若しくは」に、「別表十の項の規定」を「別表十一の項の規定又は人事委員会規則で定める休暇」に改め、同条第三号中「ため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職

員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日（を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて）を「非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中口をハとし、同号イ中「（当該非常勤職員が）」の下に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の下に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者が

この条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条第五号を削り、同条第六号中「次条」を「第四条」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、同条第八号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「第二条の五」を「次条」に改め、同号を同条第八号とし、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、五十七日間とする。

第六条中「任命権者」の下に「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。）」を加える。

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第三条第五号又は第十一条第六号の規定により育児休業等計画書により任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）に申し出た職員に対するこの条例による改正前の第三条（第五号に係る部分に限る。）及び第十一条（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。